まちだの新たな学校づくり審議会 検討部会の設置について(案)

審議会では、「(仮称) 町田市新たな学校づくり推進計画(以下「推進計画」)」の策定にあたって、 「町田市立学校の新たな通学区域(以下「新たな通学区域」)」及び「町田市立学校の新たな学校づ くりの基本的な考え方(以下「基本的な考え方」)」の調査審議を想定しています。

新たな通学区域及び基本的な考え方を調査審議するにあたっては、より丁寧な調査審議を行うために、下記のとおり検討部会を設置して検討することを提案します。

1 「町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会」の設置について

(1) 設置目的

新たな通学区域等の調査審議をより丁寧に行うために、前期審議会と同様、保護者、市民、教員などのより多くのご意見を聞きながら調査審議を進める必要があることから、アンケート調査及び意見募集(以下「アンケート調査等」)の実施を想定しています。

そのアンケート調査等の内容について、教育委員会事務局職員も委員として議論に加わって、 より具体的な検討を行うために「町田市立学校の新たな通学区域のあり方検討部会」を設置する ものです。

(2) 所掌事務

- ①町田市立学校の新たな学校づくりに関するアンケート調査に関すること
- ②上記に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(3) 部会員構成

部会員	_
(1) まちだの新たな学校づくり審議会 委員	
(2)教育委員会学校教育部職員	

(4) 設置時期

2020年5月

2 「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」の設置について

(1) 設置目的

適正規模・適正配置の推進を契機とした新たな学校づくりを進めるためには、今後の町田市立学校における学校教育、市民活動、放課後活動のあり方を見据えた「町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方」の策定にあたっては、様々な学校施設機能の検討が必要であることや、学校建築に関する見識が必要となります。

そのため、今後の町田市立学校における学校教育、市民活動、放課後活動のあり方を見据えた 検討を行うために必要な職員や学校建築の専門家も委員に加わって議論をするために、「町田市 立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」を設置するものです。

(2) 所掌事務

- ①「町田市立学校の新たな学校づくりの基本的な考え方」に関すること
- ②上記に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

(3) 部会員構成

部会員

- (1) 学識経験者(学校建築関連) ※審議会の臨時委員兼務
- (2) 市立学校の児童又は生徒の保護者代表
- (3) 市立学校におけるボランティア等の経験を有する者
- (4) 市立学校の教職員の代表
- (5) 教育委員会学校教育部職員
- (6) 市長部局職員

(4) 設置時期

2020年7月